

令和 7 年 5 月吉日

PTA 会員の皆様

板橋区立上板橋第一中学校 PTA

会長 浅野 光男

令和 7 年度 PTA 定期総会のご案内

日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和 7 年度の総会の実施につきましてご案内いたします。今年度の PTA 定期総会も、書面による審議とさせていただきます。「議案書」は上板橋第一中学校ホームページよりご覧いただけますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。上板橋第一中学校 PTA は、学校と連携をとりながら、子どもたちの学校生活を充実したものにするよう活動をしてまいります。今後とも、PTA 活動にご協力いただけますようお願い申し上げます。

以下の議案について、一括審議とさせていただきます。

それぞれホームページ上の資料をご確認の上、ご承認をお願いいたします。

【議案】

- ・第 1 号議案 令和 6 年度 活動報告
- ・第 2 号議案 令和 6 年度 決算報告
- ・第 3 号議案 令和 6 年度 監査報告
- ・第 4 号議案 令和 7 年度 PTA 役員選出
- ・第 5 号議案 令和 7 年度 活動計画案
- ・第 6 号議案 令和 7 年度 予算案
- ・第 7 号議案 PTA 会則の改定



【議決権行使または委任について】

右上の二次元コードから Google フォームを用いて 5 月 30 日 (金) までに議決権行使または委任をお願いいたします。上記期限までに議決権行使または委任のない場合、承認されたものとみなしますのでご了承ください。

ご意見等については、上一中 PTA メール kamiita1st.pta@gmail.com までお寄せください。

令和6年度 上板橋第一中学校PTA活動報告

R6		本部	サポーター
4月	9日	入学式 役員会	
	20日	校長・副校長との意見交換会 役員会	
	27日	懇親会	
5月	18日	役員会	
6月	1日	運動会受付 制服リサイクル ドリンク配布 役員会 懇親会	運動会受付 自転車整備等
	29日	中P連第1回PTA交流会参加	
7月	13日	役員会	
8月	30日	懇親会（教職員、CS 委員、PTA役員）	
9月	7日	役員会 教師の日準備	
	20日	お神輿法被配布	
	21日	天祖神社祭礼パトロール	
	22日	天祖神社祭礼お神輿担ぎ・パトロール	お神輿担ぎ
10月	11日	教師の日打ち合わせ・準備	
	26日	印刷作業	
11月	9日	役員会	
R6		本部	サポーター
1月	13日	中P上板橋ブロック会参加	
2月	1日	中P連第2回PTA交流会参加	
	7日	新入生保護者会でのPTA活動内容説明 役員会	
3月	10日	命の授業 卒業式流れ確認	
	19日	卒業式	
	22日	懇親会	
	24日	入学式準備	

令和6年度PTA会計決算書

板橋区立上板橋第一中学校PTA

収入の部 (単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
会費	408,000	384,600	△ 23,400	161名(職員19名、生徒139世帯、転校生3名5400円含む)
雑収入	20,000	38,700	18,700	制服リサイクル代、町会お祭り費、寄付
預金利子	0	482	482	
前年度繰越金	743,592	743,592		
合計	1,171,592	1,167,374	△ 4,218	

支出の部

	科 目	予算額	支出額	比較増減	摘 要
運営費	会議費	50,000	3,017	46,983	役員会
	事務用品費(消耗品)	50,000	25,816	24,184	備品購入、事務機器メンテナンス、コピー代
	分担金	30,000	8,825	21,175	中P連分担金(171名×50円+手数料275円)
	渉外連絡費	50,000	56,872	▲ 6,872	青健・その他会費
	通信費	80,000	71,830	8,170	役員通信費、公式LINE
	慶弔費	30,000	10,000	20,000	会員慶弔費
活動費	活動費	230,000	179,652	50,348	交流会費
	広報活動費		0		広報誌発行
	事業費	100,000	54,890	45,110	学校行事協力費
	周年行事費	30,000	32,200	▲ 2,200	周年行事積立(会員×200円)
予備費		521,592	12,221	509,371	天祖神社御輿保険代 他
合計		1,171,592	455,323	716,269	

総収入額 1,167,374 - 総支出額 455,323 = 差引残高 712,051円 (次年度繰越金)

周年行事積立金累計額 (前年度まで 1,247,986円+令和6年度 32,200円=1,280,186円)

令和 7 年 3 月 31 日

上記の通り報告します。 適正に処理されていることを確認しました。

PTA会長

内山 文枝



会計監査

丸山 恵



PTA会計

今 美和



小倉 啓子



島居 克己



令和七年度 上板橋第一中学校 P T A 役員選出

会長 浅野 光男

副会長 中條 広美

桶田 麻郁

書記 高橋 理恵子

会計 今 美和

顧問 山本 さゆり

会計監査 グェン ハイ イェン

鳥居 克己（教員）

令和7年度 上板橋第一中学校PTA活動予定

令和7年	4 月	入学式 入学式後のPTAに関する保護者説明 校長・副校長との顔合わせ、打ち合わせ
	5 月	定期総会 運動会受付・自転車整備・制服リサイクル
	6 月	第1回中P連PTA交流会
	8月	懇親会（教職員、CS委員、PTA役員）
	9月	天祖神社祭礼お神輿担ぎ 天祖神社祭礼パトロール
	10月	学習発表会 中P上板橋ブロック会 「教師の日」イベント
令和8年	1月	第2回中P連PTA交流会
	2月	新入生保護者説明会
	3月	卒業式 桜まつりパトロール 入学式に配布するPTAからのお手紙準備

*あくまでも予定であり、変更や中止になる場合もあります。

令和7年度PTA会計予算書（案）

板橋区立上板橋第一中学校PTA

収入の部

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
会 費	396,000	会員数： 165 名
雑 収 入	20,000	制服リサイクル代
預 金 利 子	0	
前 年 度 繰 越 金	712,051	
合 計	1,128,051	

支出の部

	科 目	予算額	摘 要
運営費	会 議 費	50,000	役員会
	事 務 用 品 費 (消 耗 品)	50,000	コピー用紙代、インク代、文房具代
	分 担 金	30,000	中P連分担金
	渉 外 連 絡 費	80,000	青健・その他会費
	通 信 費	100,000	役員通信費、公式LINE
	慶 弔 費	30,000	会員慶弔費
	備 品 積 立 費	30,000	備品購入、事務機器メンテナンス
活動費	活 動 費	150,000	交流会費
	広 報 活 動 費	80,000	広報誌発行
	事 業 費	100,000	学校行事協力費
	周 年 行 事 費	100,000	80周年記念行事積立
	予 備 費	328,051	
	合 計	1,128,051	

板橋区立上板橋第一中学校 P T A 会則

第一章 総則

第一条（名称）本会は板橋区立上板橋第一中学校 P T A と称する。

第二条（事務所）本会の事務所を上板橋第一中学校内におく。

第三条（目的）本会は保護者と教師が力を合わせて生徒の教育が理想的に行われるように努めるとともに、会員の教養を高め親睦をはかることを目的とする。

第四条（事業）本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 学校、家庭、社会の文化の向上をはかる事業
- （2） 会員の教養と教育に関する理解を深め、親睦をはかる事業
- （3） 生徒の福祉、厚生をはかる事業
- （4） その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第五条（運営方針）本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- （1） 本会の目的は教育的なものであり営利を目的とせず、宗教や政治にかかわる活動は行わない。
- （2） 本会は学校経営に介入しない。
- （3） 本会は青少年の福祉のための団体、施設と協力し、また、その連合団体、連合会議に参加することができる。
- （4） 本会の正規の事業以外、どのような目的のためにも本会の名称を用いてはならない。

第二章 会員

第六条（任意加入）本会の会員は、任意の本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員をもって構成する。また、加入・非加入の意思確認については、次のとおりとする。

- （1） 生徒の保護者については、生徒の本校への入学時および転入時に行う。
- （2） 教職員については、本校への転入時に行う。

第七条（退会）退会については、次のとおりとする。

- （1） 生徒の保護者は、生徒の卒業または転校等により本校を転出した時点
- （2） 教職員は、勤務校の異動により本校を転出した時点
- （3） 自由意思によって退会するものは、役員に申し出る。

第八条（権利・義務）会員は、総会で意思表示をする権利を有し、本会の目的と方針に賛同し、会員相互の支えあいによる主体的なボランティアとして活動する。

第九条（会費・卒業対策費）会費・卒業対策費については、次のとおりとする。

- （1） 本会の会員は、総会において決定した会費、保護者一世帯および教職員一人あたり月 200 円 12 か月分を一括納入する。
- （2） 年度途中の入会の場合、月割計算で納入する。
- （3） 年度途中の退会の場合、既納会費は返金しないものとする。

- (4) 卒業対策費は、生徒一人当たり 1000 円とし、卒業年度に会費とともに一括納入する。非会員の場
合、卒業対策費のみ納入する。
- (5) 会費・卒業対策費の集金および督促、またそれに付随する事項に関しては、上板橋第一中学校 PTA
と上板橋第一中学校との間に締結した委任契約に基づくものとする。

第三章 個人情報保護

第十条（会員情報の管理）本会の活動を推進するために必要とされる、会員情報の取得や利用および管理に
ついては別途定めた「個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」、
「個人情報取扱方法」に従い、適正に運用するものとする。

第四章 経理

第十一条（経費）本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支弁する。

第十二条（経理）本会の経理は、原則総会あるいは必要に応じて役員会・運営委員会で協議され認められた
予算に基づいて行われる。

第十三条（決算）本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第十四条（会計年度）本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、次年度四
月一日以降五月総会までの間の活動資金については前年度の繰越金をあてる。収支は
総会において報告する。

第十五条（会計方法）本会の会計方法については別途「会計方法」を定め、適正に運営するものとする。

第五章 役員・会計監査

第十六条（定数）本会に次の役員および会計監査をおく。卒業対策委員は本会の役員とは別に選出する。

- (1) 会長一名（保護者）、副会長若干名（保護者）、書記若干名（保護者）、会計二名（保護者二名）、
PTA 担当教職員若干名
- (2) 会計監査二名（保護者一名、教職員一名）
- (3) 卒業対策委員若干名（保護者）

第十七条（任期）役員および会計監査の任期は一カ年とする。ただし、重任を妨げない。補欠就任の役員の
任期は、その残任期間とする。

第十八条（選出方法）役員および会計監査、卒業対策委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 推薦された者または立候補者を役員の話し合いで選出し、氏名を公表する前に各候補者の同意を得
なければならない。
- (2) 役員および会計監査は、前項の候補者について総会の承認を得て決定する。ただし、重任の役員に
ついては、本会の運営に支障をきたすことの無いよう、四月からも活動を継続するものとする。ま
た、新任の役員については、総会の承認を待たずして、四月から活動を開始するものとする。
- (3) PTA 担当教職員および教職員会計監査については、校長の決定による。
- (4) 卒業対策委員については、本会の役員とは別に、その年に卒業を迎える学年の保護者で推薦された

者または立候補者より選出する。総会の承認は不要である。ただし、選出がかなわなかった場合は本会の役員がその職務を代行する。

第十九条（任務）役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

- （１） 会長は会務を統括し、会を代表する。また、総会・役員会・運営委員会を招集する。
- （２） 副会長は会長を助け、会長不在のときにはその職務を代行する。
- （３） 書記は総会について通知し、記録・その他資料を保管する。
- （４） 会計は本会のすべての金銭の収支を記録し、財産の管理および予算の立案、決算の報告をする。
- （５） 会計監査は在任年度の本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

第二十条（校長）校長はすべての会合に出席し、意見を述べることができる。

第二十一条（顧問）本会に役員会の推薦により顧問をおくことができ、総会の承認を得て決定する。顧問就任の条件は役員経験者とする。顧問の任期は一年とする。顧問は役員会の要請により本会の各種会合に参加し、意見を述べるができる。

第六章 集会

第二十二条（総会）総会は本会の全会員によって構成され本会の最高議決機関である。

第二十三条（開催形式）総会は会長が招集し、会員の 1/3 の出席（電磁的方法による議決権行使・委任状を含む）をもって成立する。ただし状況に応じて招集せず、書面（電磁書面を含む）審議をもって定期総会や臨時総会に代えることができる。

第二十四条（議決）総会の議案は出席者（電磁的方法による議決権行使・委任状を含む）の過半数の賛成をもって議決する。書面（電磁書面を含む）審議の場合、期間を設け意見の提出を待って成立するものとする。

第二十五条（開催時期）総会は定期総会、その他会長および役員会が必要と認めた場合、または全会員の 1/5 の要求があった場合に、臨時総会として会長がこれを招集する。

- （１） 年度始総会 会計監査を経た前年度の事業および決算報告承認。役員会より提出された活動計画および新年度予算の審議ならびに承認、新年度の役員選出、その他。
- （２） 会則の改廃、その他本会の運営に必要な重大事項の決定は、定期総会または臨時総会にて承認を得る。

第二十六条（予算）本会の年度当初経費予算の決議は総会をもって決定されるが、年度途中における予算の見直しは役員会により決議される。

第二十七条（役員会・運営委員会）役員会・運営委員会は本会の役員・会員および教職員をもって構成し、次の事項を行う。

- （１） 役員が立案した事業計画の審議
- （２） 総会に提出する予算・決算および事業計画・事業報告の作成
- （３） 事業の推進および連絡調整
- （４） その他会長が必要と認める事項

第七章 サポーターズ制度

第二十八条（サポーター）本会は会員の中から、行事の都度「サポーター」を募り「かみいちサポーターズ」として、メンバーが協働して学校行事や地域行事の生徒のサポート活動にあたる。

第二十九条（広報サポーター）広報サポーターは、本会に関する広報活動を行う。

第三十条（兼務の可否）両サポーターについては、兼務も可とする。また、広報サポーターについては、役員、運営委員会との兼務も可とする。

第八章 付則

第三十一条（細則の制定）会長は役員会・運営委員会の協議を経て、この会則の施行に関する必要な細則を定めることができる。

第三十二条（会則の改定）この会則は総会の承認を得なければ改定できない。

第三十三条（会則の施行日）本会則は令和七年五月二十日より施行する。

昭和二十三・六・一 制定

昭和四十・三・二十二 改正

昭和四十二・三・二十三 改正

昭和四十三・三・二十一 改正

昭和四十八・四・二十六 改正

昭和五十四・十二・三 改正

昭和六十・四・二十七 改正

平成二・四・二十六 改正

平成三・四・二十六 改正

平成八・四・二十五 改正

平成十三・四・十二 改正

平成十四・三・十六 改正

平成二十三・六・三 改正

平成二十五・三・六 改正

平成二十八・六・十 改正

令和一・五・二十 改正

令和三・五・三十一 改正

令和五・五・三十一 改正

令和六・五・一 改正 PTA の在り方や運営方法の見直しのため大幅に改正

令和七・五・二十 改正

第九章 細則

第一節【慶弔・見舞金及びご祝儀等】

第一条（目的）会員の冠婚葬祭に対する慶弔とあわせて会員に傷病が生じた場合に適用し、会員相互の儀礼を画し、その簡素化をはかることを目的とする。

第二条（名義）慶弔および見舞金の名義は本会を名義とする。

第三条（種別と金額）慶弔費および見舞金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 在籍生徒 死亡 10,000 円 傷病見舞金 5,000 円
- (2) 保護者 死亡 10,000 円 傷病見舞金 5,000 円
- (3) 教職員
 - 本人 死亡 10,000 円 傷病見舞金 5,000 円 結婚 10,000 円 出産 10,000 円
 - 配偶者・実父母・子 死亡 5,000 円

※傷病見舞金については、30 日を超える場合に適用する。

第四条（その他）会員が不慮の災害にあった場合や、上記以外に必要と認めた事項については、役員会で協議しその都度決定する。

第五条（友誼団体）本会と友誼関係にある団体および関係機関の祝事等については、次のとおりとする。

- (1) 関係地区祭事、新年会等 御祝儀 各 5,000 円
- (2) 関係地区、中学校連合会総会等 会費については先方に提示された金額
- (3) その他祝事等の御祝儀、会費等については会長が決定し、役員会に報告するものとする。

第二節【交通費】

第六条（目的）本会会員の活動参加への交通費の負担を軽減することを目的とする。

第七条（交通手段）公共交通機関を使用し、車・バイク等の使用は原則禁止とする。やむなく車・バイク等を使用の際に発生した事故については、その全てにおいて本会は一切の責任を負わないこととする。また、会社や自宅以外から直行する場合については、定期券を所持する路線区間以外の部分を支給するものとする。

第八条（支給）交通費支給は自宅の最寄り駅・最寄りのバス停を基準とし、公共交通機関の最安料金とする。PTA を代表して出席するお通夜、葬儀、会議、交流会等の交通費は実費精算とする。精算は現金支給とし、各自が交通費精算書に日付、公共交通機関経路・金額・目的等を記入し、会計に提出し精算する。

第九条（期間）また、交通費の支給は年度内処理を原則とし、次年度への繰り越しはしないものとする。

第三節【インターネット運用】

第十条（目的）本会会員や関係者の個人情報保護に努め、本会活動の円滑化をはかるため、インターネット、電子メール等のツールを有効に活用し、情報の共有・発信・収集を行うこととする。この他、新たな事項が発生した場合は、役員会で協議する。

第十一条（管理者）管理責任者は会長とし、管理責任者はインターネット運用に関する取扱責任者として役員一名を充てる。

第十二条（注意事項）インターネットの利用に関しては、トラブルになった場合は情報開示請求等を用いて厳正に対応することとする。

上板橋第一中学校PTA会員の皆様へ

令和7年5月吉日
上板橋第一中学校PTA

個人情報の取扱いについて

日頃から上板橋第一中学校PTAの活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、個人情報保護法が平成29年5月に改正され、上板橋第一中学校PTAにおきましても、個人情報の管理をより厳密に行うことが求められております。そこで、上板橋第一中学校PTAの会務を行うにあたり個人情報の取扱いにつきまして「個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」「個人情報取扱い方法」を定めましたので、お目通し・ご確認の上、個人情報の適切な取扱いに御留意ください。

個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

私たち上板橋第一中学校PTA（以下、「本会」といいます）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を以下の通り取り扱います。

1. 個人情報及び特定個人情報等の取得について

本会は、適法かつ公正な手段によって、個人情報及び特定個人情報等を取得します。

2. 個人情報及び特定個人情報等の利用について

本会は、個人情報及び特定個人情報等を、取得の際に特定した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。本会は、個人情報を共同利用し、秘密を保持させるため、適正な監督を行います。

3. 個人情報及び特定個人情報等の第三者提供について

本会は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。また、本会は、法令に定める場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。本会が第三者提供を行う個人情報については、本人が第三者提供の停止を求める権利を有していることを確認し、この要求がある場合には、速やかに対応します。

4. 個人情報及び特定個人情報等の管理について

本会は、個人情報及び特定個人情報等の正確性を保ち、これを安全に管理します。本会は、個人情報及び特定個人情報等への不正侵入、個人情報及び特定個人情報等の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。

5. 個人情報及び特定個人情報等の開示・訂正・利用停止・消去について

本会は、個人情報及び特定個人情報等について、本人が開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、必要な範囲で速やかに対応します。

6. 法令等の順守について

本会は、確実な個人情報及び特定個人情報等の保護の実現のため、関連する法令及びガイドラインを順守いたします。

板橋区立上板橋第一中学校 PTA本部

◇所在地 〒173-0037 東京都板橋区小茂根1丁目2番1号
上板橋第一中学校内[小茂根校舎]

令和5年4月1日 制定
板橋区立上板橋第一中学校PTA

上板橋第一中学校P T A 個人情報取扱方法

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法は、上板橋第一中学校P T A（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

（指針）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

（利用目的）

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1）会費請求、管理等のための連絡
- （2）本会の事業に関する文書等の送付
- （3）本会役員・委員・会員名簿等の作成

（個人情報の取得）

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、P T A会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- （1）会員および児童の氏名
- （2）その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

（同意の取り消し）

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（管理）

第7条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（保管）

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

（第三者提供の制限）

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（第三者提供に係る記録の作成等）

第10条 個人情報を第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1） 第三者の氏名
- （2） 提供年月日
- （3） 提供する対象者の氏名
- （4） 提供する情報の項目
- （5） 対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第11条 第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1） 第三者の氏名/住所
- （2） 第三者が個人情報を取得した経緯
- （3） 提供を受ける対象者の氏名
- （4） 提供を受ける情報の項目
- （5） 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（秘密保持義務）

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

（情報開示等）

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

（苦情の処理）

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、令和5年4月1日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。